

雜 錄

工業品規格統一調査會の概況 其一 (商工省工務局)

1) 緒言 工業品殊に建築、土木、船舶、車輛、機械及製品であつて、同一の用途に供せらるゝものの品質、形狀及寸法等區々であるときは、其生産、販賣及使用に於て材料、時間等の無駄が多く經濟上の損失が尠くない然し是を統一して品質、形狀及寸法等に少し宛の差異あるものを要求する事を避ければ同種のを多量に生産する事になり、其結果製品の品質を高め而も其の製産費を低下し又其の取引は大量にして而も簡單となり尙貯藏する品種を減ずるから資金の利用率を高める等商工業上の利益甚大なるのみならず、工業品の互換性を増すから有事の時に際し一地方の在庫品又は不用品を他地方に融通し或は急速に工場を擴張するのに便利である。されば歐米先進國の如き工業品の需要大にして多量生産に適する國柄に於ても、夙に此の事業を進めたが歐洲大戰中の經驗に刺戟されて、近時益々斯業促進の必要を認めてゐるから別記の如く英吉利、亞米利加、獨逸を始め歐洲や亞米利加の 19 箇國は皆之に關する中央機關を設け、致々として此の調査を進め殊に獨逸の如きは其の工業の復舊に關る緊急の施設事項として官民一致して之れが調査研究を行ひ決定した規格の實行普及に於ても比類のない成績を擧げつつある。歐洲や亞米利加の情勢が斯様であるのだから商工業組織の小規模であつて幾多の缺陷がある我國に於ては一層此の事業の促進を必要とする。

2) 本會の沿革、大正 8 年政府は内外の情勢に應じて度量衡及工業品規格統一調査會を設けたが同會に於て慎重審議の結果を答申した要旨に基いて度量衡は此れをメートル法に統一する事に決した。而して工業品規格の調査審議は其の範圍が廣いから常設の機關で行ふべきものであるとの答申があつたので前記調査會は大正 9 年 3 月限り廢止され大正 10 年 4 月 26 日本會の設置を見るに至つた。

3) 本會の組織、本會は商工大臣の監督に屬して工業品の規格統一に關する事項を調査審議するものであつて關係各大臣の諮問に應じ意見を開申し又關係各大臣に建議する事が出来るものである。會長は商工大臣とし副會長 1 人、委員 70 人以内を以て組織し、必要に應じて臨時委員を置く事が出来る。現在の副會長は商工次官で委員及臨時委員は政府 8 省の技監、部局長、高級技師、15 の學會、協會及關係團體並主なる工場の幹部等 70 數名であつて此の外幹事 70 名、書記 10 名とある。

委員は是れを 4 部に分ち、部の下に通計 25 の委員會がある、此外各部共通の用語委員會がある。

工業品規格統一調査會部別及委員會

第一部 金屬材料

第一委員會 壓延鋼材 第二委員會 非鐵金屬材料及其の分析方法 第三委員會 試験片及試験法
 第四委員會 鍛鋼品、鑄鋼品及銑鐵其の他 第五委員會 鐵及鋼の分析方法。

第二部 金屬以外の材料

第一委員會 木材 第二委員會 煉瓦 第三委員會 陶管 第五委員會 セメント 第六委員會
木炭 第七委員會 石材

第三部 電氣機械及器具

第一委員會 針金及薄板の寸法及稱呼 第二委員會 電球の口金及承口 第三委員會 小型三相誘
導電動機の出力、廻轉數及調車の直徑並幅等 第四委員會 電線 第五委員會 小型三相誘導電動
機及小型单相油入變壓器 第六委員會 電機用刷子 第七委員會 絶縁油

第四部 一般機械及器具

第一委員會 ねじ 第二委員會 ヴルヴ、コック、第三委員會 標準數、傳導裝置、第四委員會
工具類、リミット、ゲージ 第五委員會 リベット 第六委員會 船舶用品

用語委員會 用語の統一、成文の整理、

4) 調査審議の経過 本會は大正 10 年 10 月 3 日第一回總會を開催してから昨年末まで約 5 年 3 箇
月其の間總會を開催したる事 5 回、部會及委員會を開いた事 420 餘回 (490 餘日) に達し決定した規
格は 54 件である。而して昨年中に於ては大小 105 回 (122 日) の會議を開催し 6 月 23 日の第五回總
會には「ポルトランド、セメント」外 26 件の規格を議定す、目下審議中のもの 40 數件ある、而し
て今後尙調査審議を要するものは甚だ多い。

委員會の審議を了つた案に對しては、關係の官廳、學會、協會及工場等の意見を徴して之を取捨し
修正案を作つて部會に附議したる後、總會に提出して其の決議を経たものは之を商工大臣に答申する
而して總會に提出する前又は後に於て用語委員會に移し用語及章條を整理する。(續く)

九州製鋼株式會社買収案に對する帝國議會の狀況 (一) (第五十二回帝國議會衆議院議事速記録 第九號)

原案 (政府提出)

九州製鋼株式會社の工場等の買収代金に關する法律案

第一條 政府は九州製鋼株式會社所屬の工場構内に於ける一切の設備及其の敷地並其地先埋立地の買収代金を五分
利附國債證券を以て交付する事を得。

第二條 政府は前條の規定に依り交付する爲め 646 萬 8,900 圓を限り公債を發行する事を得

公債の交付價額に達せざる時は其の差額を補填する爲前項の制限以外に公債を發行する事を得、但し 25 圓未滿
の端數は之を額面 25 圓とす。

第三條 本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む。

第四條 本法に依り發行したる公債及之が借換の爲起債したる國債は製鐵所特別會計の負擔とす。

附 則

本法は昭和 2 年 4 月 1 日より之を施行す。

○國務大臣(藤澤幾之輔君) 現今我國に於ける鋼材需用高は平均年額約 160 萬噸であります之に對する内地の製出高

は大正 14 年度に於て 110 萬噸に達して居るのであります、然れども尙ほ年額 50 萬噸内外は之を輸入に仰がなければならぬ状態に在るのであります、故に鋼材生産増加の必要と云ふものは益々緊切を加へて居るのであります、九州製鋼株式會社工場は大正 9 年の建設に係るものでありまして、其設備は當時の米國の最新式のものを採用致したものであります、建設後試運轉を致しましたばかりで、未だ一回も其作業を行つた事は無いのでありますけれども、常に充分なる手入れを施しまして、恰も新設當時の状態を維持して居る有様であります、されば今日に於ても尙本邦工場中稀に見る新式製鋼所たるを失ひませぬ、故に本工場を買収致しまして、製鐵所現存の工場と能く聯絡を保ちまして作業を行ひまするに於ては、相當にして而も有利に鋼材の生産を爲す事が出来るのであります、而して九州製鋼株式會社の買収に關しましては、同社財産中の内、製鋼所の作業上必要なるものに付きまして、數名の評價委員を擧げまして、之を評價致させまして、其の得たる所の評價額を以て之を買収せんと致すのであります、此支拂代金は製鐵所特別會計の經理上現金の交付に代へまして、五分利附國債證券を以て之を交付するのが最も適當であると認めたのでありまして、即ち本案を提出致しました以所であります、何卒御審議の上御協賛あらん事を希ひます。

○羽室庸之助君 今回政府から御提出になりました此の九州製鋼株式會社を買収すると云ふ案、是程國民の疑惑を起す所の案はないのであります、此國民の疑惑を除き去ると云ふ事が、最も必要であると信じますが故に、私は疑惑に對して、政府當局者に三つの質問を致したいのであります、御承知の通り此九州製鋼會社なるものは、歐洲大戰亂の時、鐵の最も高價なる時に、安川氏が計劃されたものであります、而して安川氏はどうしても日支親善の實を擧げるには、支那の資本家と提携して事業を經營する事が必要であると云ふ立派なる考から、支那人の方から 500 萬圓出し、安川氏の方から 500 萬圓、都合 1,000 萬圓の資本を出し合つて、而して支那人の方からは自國に産出する所の銑を供給し、安川氏は自分の所有の石炭山から石炭を供給すると云ふ事で、此ものが成立つたのであります、然るに今回此議案を見て見ますと、實に私は驚いたのであります、要するに此議案の結果はどうなるかと云ふと一會社の損失を全部國民に負擔させると云ふ結果になるのであります、何故でありますかと云ふと、此安川氏の製鋼所なるものは、今日まで何が故に火を入れなしたのでありまするか、要するに火を入れても引合はぬと云ふ、此點の爲めに今日まで是れが錆だらけになつて抛棄せられて居るのであります、何が故に政府は之を買収すると云ふ事になつたか其事に付てどう云ふ話の経過を辿つて今日までになつたのであるか、安川氏對政府、同時に八幡の製鐵所、此の三つの關係に付きまして話の進行の程度を御聞き致し度いのであります、私が之を茲に申上げるのは、安川氏は御承知の通り的人格の御方でありまして、私は安川氏的人格を信ずるが爲に、安川氏は自分の損が行つたと云ふ爲に、此立派なる設立の當時の精神を忘れて、政府に屈して之を買上げて呉れなど、云ふ不都合な事を強要された事はないと私は信ずるのであります、故に寧ろ是れは政府の方から、斯う云ふ所の理由に依つて安川氏に之を強要されたものでないかと思ふのであります、其はどう云ふ理由かと云ふと、折角安川氏が 1,000 萬圓の資本を投じて、支那人と提携して日支親善の實を擧げ様と云ふ、其事にも拘らず、之を唯々抛棄して置いて、さうして之を錆だらけにして、茲に、鐵の生産——鋸鐵の生産を増す事の出来ないと云ふ事は、國家の製鋼業の上に大なる損失であるが故に、之をどうしても政府が買収すると云ふ事は相互の爲に便利であると云ふ、此一般の概念から或る技術家の爲に騙まされて、之を政府が買上げると云ふ事を強要されたものでなからうかと、私は左様に推察を致すのであります、併しながら推察——矢張想像は想像でありますから、私は之を皆さんと共に政府當局者に御伺ひ致したいのは、どう云ふ關係で此處まで此話が進行致したか、安川氏對政府、對八幡の製鐵所、此關係に付て、其経緯の話の進行の程度を、最も明瞭に説明を願ひたいのであります、次に私は政府當局に御伺ひたいのは、是迄事業

の性質に於きまして、政府がやつて損の立つものを、民間の經濟に依つて之を行へば、それが有利に展開すると云ふ状態に在つたのであります、然るに此安川製鋼所に限つて、安川氏が火を入れたならば損が行くが、政府が火を入れたならば茲に引合ふと云ふ、どう云ふ計算に依つて、其引合ふと云ふ事を御證明下さるか、私は其計算の基礎を御同致したいのであります、次に私は此八幡の製鐵所なるもの、將來の經營の大方針を承りたいのであります、此八幡の製鐵所なるものは、今日唯々徒に銅鐵の分量を殖すと云ふ、其分量を殖すと云ふ一點の爲めに、經濟を無視し借金をして、唯々製鐵所の分量を殖さへすれば其れて宜いと云ふ、洵に放漫なる遣方に付て今後事業を經營するのでありますから、或は今日の製鐵所なるものは、民間の製鐵所と同じ所の仕事を爲して、民間經營の仕事に妨害を興へると云ふ事になつて居りますから、是はどうしても作業分野の點に於て、民間の事業と衝突を來さぬ様に互にそこを整理して、整理の曉にどうしても八幡製鐵所を擴張しなければならぬから、此論點に到着した時に、八幡の製鐵所の儲けた所の金に依つて自然に擴張される事を、私は希望致すのであります、其大方針に付きまして、今日まで八幡の製鐵所はどうでありますか、今日八幡の製鐵所に投じて居る所の金は1億4,000萬圓であります、而して其上に約5,000萬圓の借金を背負うて居るのであります、故に國民の懐から2億萬圓と云ふ金を搾り出して、之を八幡の製鐵所に注込んで居るのであります、而して其2億萬圓の資本を投じて30年の經歷を持ち、其間一文の營業税も拂はず、所得税も拂はずして、さうして今日幾何の利益を擧げて居りますか其利益は僅かに120萬圓であります、之を民間の經營に依つて考へますれば、5,000萬圓の資本なるものは政府の低利資金であるが故に、茲にやつと帳面づらに於て120萬圓の利益を出して居るのであります、併しながら是が吾々民間事業の其借金の利子を相當に拂ふなれば、儲かるどころではない、損の行く計算になつて居ります、斯様な所の放漫なる遣方をして、今日まで八幡の製鐵所は、過去の歴史に於て何を爲して居りますか、此東京の所謂實業家なるものが、あの八幡の近邊に東洋製鐵所なるものを拵へ、而して其東洋製鐵所に火を入れて見たらば、茲に約1日1,000圓と云ふ損が行く爲めに、何とかして此點を道れると云ふに、無理やりに此東洋製鐵所なるものを委託經營と云ふ所の名に依つて、八幡製鐵所に引繼いでしまつて、而して最近に至つては其惡辣なる所の實業家なる者が僅に自分の損失を道れて、其上に今回は政府から30萬圓宛此八幡製鐵所から搾取つて居るのであります、斯様な所の不都合を爲し、さうして其上に今回は又其にも懲りずして、此引合はぬ所の八幡の製鐵所が、此引合はぬ所の九州製鋼なるものを國民の資本を取上げて——其資本は六百何十萬圓と云ふ資本を注込んで、さうして茲に放漫なる所の遣方を再び繰返すと云ふ事は、之に對して政府當局者はどう云ふ御考を持つて居られますか、私は此點に付て政府當局の最も明瞭なる所の答辯を承りたいのであります、御承知の通り名を國家産業と云ふものに隠れて、さうして悪い資本家なる者が悪い政治家と結託して、さうして自分の懐中を肥さんが爲めに、自分の此仕事を唯々徒らに國家産業とか獎勵とか、保護とか、斯様な所に名を藉つて、斯う云ふ悪い事をすると云ふ事は、國民の思想を最も惡化する所の動機であります、而して今回此九州製鋼株式會社なるものを買収するに付ては、六百なんぼと云ふ所の公債を御出しになると云ふ事であり、今日現政府は何を爲して居られますか、今日まで此國民の一番肝腎なる所の教育の基礎なる所のものに對して、500萬圓を出すると云ふ事まで御約束になつて居るにも拘らず其500萬圓と云ふ金を御出しなさらず、今日は財政困難の状態であると仰しやつて居ります、併ながら御承知の通り今日此日本の國に於きまして、同じ税金を出すならば最も愉快なる税金を出すのが國民の喜ぶ所であり、最も愉快なる税金は何であるかと云ふと、他人の子及自分の子供を教育する教育費、此教育費が最も愉快なる所の税金であります、然るに此愉快なる所の税金を出さずして、さうして一番不愉快なる税金は何人であるかと云ふと、警察費と監獄費が最も不愉快なのであります。此國民を惡化すると云ふ所の問題は、警察費と監獄費を負担さす所の結果であります、故に私は

此邊の事を能く御考を願ひたい、幸に若槻首相は此所に居らつしやいませぬけれども、此間の施政方針の第一日に於て、政治の公明を叫ばれた人であります、正義を主張された人であります、其御方が今日になつて萬一國民の疑惑を解かずして、さうして此案が通過すると云ふ事になつたならば、國民は如何なる疑惑を持ちまするか、是は必ず若槻君が到頭行掛けの駄賃として火事場泥棒をした（「火事場泥棒とは何だ」と呼ぶ者あり其他發言する者多し）此非難を受け、此疑惑を受取るならば、洵に若槻首相の爲に遺憾に堪へませぬ、故に私は此案に付てどうしても斯様な事のないと云ふ事を……（「火事場泥棒とは何だ」と呼ぶ者あり其他發言者多し。）

○副議長（小泉又次郎君） 暫く御靜肅に願ひます。

○羽室庸之助君（續） 能く聴きなさい、若し國民から斯う云ふ疑惑を受けた時には、若槻首相の爲に甚だ遺憾であると言ふ事は私は言はうとしたのであります、然るに其言葉の終らぬ先に皆さんが妨害をされたのであります、斯様な所の疑惑を萬一若槻君が受取ると云ふ事であつたならば、洵に若槻君の爲に之を残念に思ふのであります、同時に又國民の疑惑を解かずして、此案が通過すると云ふ事になつたならば、安川翁の名譽の爲にも甚だ遺憾であります、故に私は幸に憲政會の四十何人と云ふ若手の方々が、どうも年寄の腰が弱いからどうしても其腰骨を押さなければならぬと云ふ事で非常に奮勵されて居ると云ふ事を承りましたから、どうか其勇氣を御持ち下さるならば此案を否決する様に極力御骨折を下さらん事を切に願ひます。今日は此三箇條に付て政府の最も明確なる答辯を承りたいと思ひます。

○國務大臣（藤澤幾之輔君） 羽室君の御質問に對して答辯を致します、唯々併ながら御質問中頗る御熱心に御述べになつた其勢が走つて、火事場泥棒と云ふ様な事までに及んだのであります、併し是れは敢て本問題に直接の關係のない事でありますから、全く要點だけに付て私答辯を致します、羽室君の冒頭に御述べになつた、所を承りますると云ふと、本問題の提出に付ては、何か國民の大なる疑惑を招いたかの如く御述べになつて居ります、私は左様には全く考へませぬのであります、併しながら既に疑惑を懐く者が、國民と云ふ様な大きい包括的の言葉は兎に角と致しまして、羽室君御一人が既に疑惑を懐いて御出でになる以上は、其疑惑を解く事は最も肝要の事の様に思ふのであります、併し——御述べになつた事に對して議論を致します事は、徒らに時間を費すに過ぎぬのでありますから、詳細の點に付ては委員會で遺憾なく説明を致したいと思ふのであります。第一に一體此製鋼所の工場の買入は安川氏から言出したのであつたのであらうか、又は政府側から言出したのであるか、斯う云ふ御尋であるのであります、是は私は就職以前の事柄でありますから、正確な事は申されませぬけれども、只今私承る所に依ると、製鐵所の必要上製鐵所の方から相談を始めたのであると云ふ事に承りましたから、今日の程度に於ては其如くに御承知置き下さいまして差支ないのであります、それから又安川氏の人格の高潔なる事に付て御述べがありました、私安川氏とは別に交際がないのでありまして、全く面識の無い間柄であります、併しながら個人と致して私も安川氏の人格の高い方であると云ふ事を傳聞致して居ります、是は後に何の關係も無い様でありますけれども、買入に關して自ら諸君の御参考になり得る性質を持つた事柄でありますから、序ながら申して置きます、それで此疑ひを解くには實際のもの、價格等の事を先づ以て明かに致させぬければ、唯々空に辨解を致したのでは御分りになりませぬ、故に少し時間を費す様になりますけれども、極く簡単に而も早く時間を費さない方法で申しますから、どうか御承知置きを戴きたい、本工場の實體と云ふものは一體どう云ふものであらうか、又其投資額と云ふものはどの位のものであつたであらうか、斯う云ふ事を先に申上げなければなりませぬ。本工場は曩にも説明致しました如く大正9年の建設に係りまして、其設備は當時の米國の最新式のものを採用致したのであります。建設後試運転の外一回も作業を行ひませぬ、常に充分手入れを施しまして、新設當時の状態を維持し來つた事は曩に申し上げました通

りであります、此製鐵所の設備、大要はどう云ふ事になつて居りますかと申しますと、50 吨平爐が3基でありまして、此鋼塊製造力年額約9萬吨、次には鑄板壓延機、此鋼板製造力と云ふものは年額約3萬吨、其次に條鋼壓延機、此條鋼製造力は年額約4萬5,000吨であります、只今申上げました鋼塊製造力より致しまして、本工場の鋼材製造能力と云ふものは年額約7萬吨になるのであります。次に前記設備に對しまする建設物及其他の附屬設備、右の外作業用品及貯蔵物品等を合せまして、其投資額は實に814萬9,785圓、それから本工場の敷地並に附屬用地は10萬96坪でありまして、外に工場所在地先の埋立地が1萬230坪あるのであります、是等の土地に對する投資額は250萬8,252圓となるのでありまして、投資總額合計は、1,065萬8,037圓餘となります。之には維持費であるとか、或は金利等であるとか云ふものは一切含まれて居りませぬ、それから然らば此1,065萬8,037圓餘投資した其工場敷地を買収するに當つてはどう云ふ方法を以て買収したのであるか、斯う云ふ事に付て、即ち本工場買収價格決定の標準に付いて申上げたいと思ふのであります、只今申上げました会社所有の諸物件及土地の中製鐵所に於て作業上必要なもののみを買地に就て選擇致しましたるに、之に該當するものは曩きに申上げました、一から四までのものであります、それから又土地は、全部でありませぬで、其の土地の中の7萬2,700坪であります、此分のみを買収する事と致しまして、其他は買収致しませぬのであります、勿論是は土地の外は大したものゝは除かれて居らぬのであります、前記買収見込諸設備及土地に對する会社の投資額は曩には總ての投資額を申上げましたが、今度は買収見込の分に付ての会社の投資額の事を申上げるのであります、それは961萬8,094圓となるのであります、本工場の買収價格は數名の評價委員を設けて、之を評價せしめたるものでありまして、其評價の方法と云ふものは、全然会社の投資額に依つたものではございませぬ。買収見込の諸設備に付ては、先づ以て今日製鐵所に於て新に是と同様のものを建設するとしたならば、どの位の金を要するのであらうかと、斯う云ふ風に見た後、相當の値引を行つて、以て最も妥當なる評價方法であると云ふ事を認めまして、其現場等に依りまして詳細に調査見積の結果、其金額は961萬8,094圓投資したものを626萬8,635圓餘に一應評價致したのであります、然るに是は製鐵所が今茲に之を新設せんとするには、どの位な金を掛ければ宜いかと云ふ點から來たのであります、然るに曩に大體に於て説明申上げた時に申述べました通りに成程此工場は新設當時の状態を維持して居るに相違ございませぬ、此處で一寸附加へて置きますが、政府は鑄だらけの工場を買つたと、斯う仰しやいますが、是は常識に於て御考になりまして、私は斯道に於ては甚だ素人でありますけれども、此機械なるものは總て、何でももう總て手入れを怠らば順次に腐れが進んで行つて、全く用を爲さぬ様になる、それは何んでもさうなるさうであります、殊に斯う云ふ大金——1,000萬圓も掛けたものを今用ひないからと云ふつて打遣つて置いては、もう腐つて役に立たなくなる、それだからどうしても是れは手入と云ふものは怠つてはなりませぬ其時既に拋棄してしまふ、大勇氣を持つて居ります場合でありますれば、後に自分が之を用ひるよりは、賣つて金にし様かと云ふ考のあるものは、鑄だらけなどにして打遣つて置くものぢやないさうであります、是れは私素人でありますから分りませぬが、聽いて居る所を念の爲めに申上げて置きます。今申上げました通り、新しいものと同様であるが兎に角古いと云ふ點に於ては同じである、何年か先に拵へてさうして用ひないものだ云ふ事が事實でありますから、之を今拵へたものと同じ値段で買ふと云ふ事は、どうしても面白くないから、何も茲に附け込んだ譯でも何でもありませぬけれども、相當の考へを以ちまして、兎に角古物であるんだから値段の如何と云ふよりも、先づ古物と云ふ點から2割引くが穩當であらう、斯う云ふ事で算盤を採りまして現はれた所の金額は501萬4,908圓を査定されたのであります。それから次に前記の所有土地7萬2,700坪に付ては、其坪當り價格を20圓と致しまして145萬4,000圓となります——145萬4,000圓20圓坪當りであります、其總額が646萬8,900圓、斯様に評價致しまし

て、政府は此評價を以ちまして當を得たものとして、此價格で買収する事になつたのであります、元元安川氏が投資致しました時よりは半額にも當らぬ金額で買収致すのであります、而も古いとは申しながら、拵へたばかりで未だ使用した事がなく、そして十分に手入がされて、恰も新しいものと同じ様なもので、我國の現在に於ける工場中の最新式の製鋼所と言つて差支ない位のものでありますから、私共は高い價格とは思はれませぬ、此評價委員の結果を容れて、安川氏等が應諾したと云ふのは、要するに安川氏等の人格を然らしむる所も、其一原因を成して居るのではないかと考へる事であり、それから次に答辯致さんければならぬ事は一體政府がやつて儲けのないものを民間でやれば儲けがある、然るに安川氏等がやつた此會社の事業が、今日まで實際に行はれないで居つたものを政府がやれば有利になると云ふ事は、一體曩に御話になりました政府がやれば損があつて民間がやれば得があると云ふ此原則を吾々は從來承つて居つた、自分等も亦そう云ふ事を唱へた事もあります、さう云ふ點から云へば成程御説の通りの結論を見るに至るやも知れませぬが、併ながら是はまるで違ふ其譯は九州製鋼株式會社が本工業を獨白に自分で創業せんと致しましても、其原料たる銑鐵を得る事が甚だ困難である、何等特殊の便宜を持つて居りませぬ、且又本工業の如き小規模單獨の設備では、古く甚だ狭いものでありますから、此關係から致して從來操業困難であつたのでありますけれども、之を官設製鐵所と合同作業を爲すに於きましては、銑鐵は製鐵所では自分で造るのであります、それから又借入作業中の東洋製鐵所戸畑工場に於ても銑鐵の生産を致して居ります、それから漢冶萍、滿鐵等方々から製鐵所では遺憾なく此銑鐵を今日の所に於ては供給を受けて居るのであります、此九州製鋼所の如き原料の不如意に陥つて居ると云ふ様な事は全く無いのであります、然るに此製鐵所に於きましては私まだ向ふに參つて見ませぬ、參つて見たく思つて居りましたけれども實行が出来兼ねて居ります、此實際の場所は丁度海に面して、真中に政府の製鐵所が在つて其右の方には直接して東洋製鐵所がある、それから左の方には是も直ぐ接觸して何等其處に隔りがなくして唯々往來一つ隔て九州製鋼所と云ふものがある、東洋製鐵所、政府製鐵所、製鋼所斯う云ふ様な一つのものになつて居るのでありますから、製鋼を致しますに付ても銑鐵を熔かした儘に、直ぐ機械で以て向ふに持つて行く事も出来ること云ふ(笑聲起る)事實際さうださうであります、是は私の考ではなくて、唯々私は受買を致して居るのであります、さう云ふ様な事になつて居りまして色々な便宜があり、又大量の生産でありますからして、製鐵所でやりますと云ふと、どうしても算盤は採れなければならぬものを、今申しました様な製鋼所が單獨でやつたんでは、是れはどうしても今日の場合では算盤が採れない、そこでどうせ政府の方に於きましては、製鐵所の擴張の結果として斯う云ふものがなくてはならぬ、なくちやならぬ事に迫つたのでありますから、安川氏の方に相談を致しまして、さうして是を買収する事になる、安川氏はあゝ云ふ人格者であります以上、それは未練が無かつた譯ではありますまいけれども、國家の爲にもなる事でありますから——併ながらどうせ寶の持腐れと云つちや相濟みませぬけれども、事實どうも持得ないものに對して金を掛けて行つて居るのでありますから是はもう矢張安くても仕方がない、寧ろ政府の要求に應じた方が宜い、斯う云ふ考を以て應ぜられたのではあるまいかと思ふ、詰り斯の如くする事は全く政府の必要上から起つて居るのであります、是れに於て私羽室君に一言申上げたい事があるのであります、製鐵所の今後に於ける、施設、方針の事に付て御尋ねになりましたが、實は是れは如何にも簡単に述べる事は六ヶ敷い、駈足的に申述べても差支ないのでありますけれども、世の中の疑惑が掛つて居る、此疑惑を解きたいと云ふ御精神と云ふ様な事は、只今申上げたいので最早御分りになつて居るのぢやあるまいかと思ふ、御分りにならないならば、それは別とせなければ、直ぐ是が問題となりますから——此の方針とか何とか云ふ様な事は、時間に制限のない委員會に於て充分の御尋を戴いて、それに對して遺憾なく、御答する事を申上げて此位の答辯に止むる事の御承諾を得たいと思ふのであります、如何でありますか。

- 羽室庸之助君 只今藤澤商工大臣から説明を聴きました。併ながらそれは全く商工大臣が技術家の言ふ事に騙されて居らつしやるのであります、技術家と云ふ者は茲に一つの癖を持つて居ります、それを能く御承知を願ひたい、どう云ふ癖であるかと云ふと自分の仕事と云ふものは成るべくちつとでも殖したいと云ふ一念の爲に、經濟を無視すると云ふ事が技術家の癖であります、此の技術家の癖に商工大臣は騙されて居らつしやるのではないかと思ふ、何故なれば今此價格を定める事に付ては明細の説明がありました、私は嚴格なる當路者は價格は公平におやりになると信じます、唯々私が茲に質問を致したいのは、安川君が火を入れたら損が行くと云ふ、それを何故に製鐵所がやつたら得が行くかと云ふ、其計算の基礎を御示しを願ひたい、50吨「ファーンズ」3基を以て製鐵所がやつて引合ふと云ふ事ならば、安川氏がやつて引合ふのであります、今日製鐵所の最も急務なる點は、作業分野と云ふ事に進むのが一番良い方法であります、何も總ての事を製鐵所がやる必要はないのであります、總ての民間に於ける所の製鐵所が共に發達すると云ふ分業の作業の作用に進むと云ふ事は是が製鐵所の活きる所以であります、故に此製鐵所なるものは、自分の造る銑で引合ふと云ふならば、其銑を何故に安川氏に供給せぬのでありますか、斯う云ふ點に於て私は今商工大臣の御説明になつた點に付ては、其製品の價格、銑の價格、其他に付て何等計算の數字が出て居ないのであります、唯々買入れた所の價格が斯うであるから是で宜いと云ふ事ではありますが、凡そ物は引合はぬ所の仕事なるものは、只で貰つても吾々は御断りをするのであります、唯々引合ふと云ふ計算が出て、そこに初めて價格と云ふものが出るのでありますから、どうか商工大臣は斯う云ふ基礎に於て今日賣る値段から勘定して銑を是だけ、鋼は是だけ、之を製品に伸ばせば斯うなつて、之を賣れば斯う云ふ利益があるから其利益から計算して茲に單價が斯ふ出たと云ふ御説明を願ひたいのであります、是は商工大臣が若し此處に於て答辯が困難であると云ふ事でありましたならば、次の委員會に於ては差支ありせぬ、唯々此問題を最も明瞭にして國民の疑惑を解くと云ふ事が、政治更新の第一歩でありますから、私は疑惑を解く所の點に於て、何處までも之を追究を致したいのであります。
- 國務大臣(藤澤幾之輔君) 曩に申上げた様な趣旨でありますから、詳細の事は委員會で申上げる事に致したいのであります、唯々曩に申上げて置いてあつたならばと思ふ事が一つありますが、御参考にもならうと思ひますから、一寸申上げて置きたいのであります、斯ふ云ふ風な價格で買つて、そして之に依つて作業を行つて、行つた結果買受代金に對する所の始末はどうなるであらうと云ふ様な事を御話する事は、御参考にもなり、又若しも疑惑を懐いて居る方があつたならば、之に依つて其疑ひを解かれる一端ともならうと思ふのであります。只今の御質問中御述べになつた御言葉中にも、勿論安川氏と云ふ様な人格者が相手でありますから、胡麻化しの事のある筈はないのでありますから、相當の委員が定めた價格であるならば、是は相當と見なければならぬけれどもと云ふ御言葉があつた位でありますから、私は此點に付ては稍々満足致して居ります、それで交付公債は曩に申上げた通り年利五分の公債でありまして、55年償還として發行するの豫定であります。公債の發行價格は、勿論其發行當時に於ける金融市場の狀況に依つて定まるものでありますから、今日に於ては茲に明に豫定する事は出来ませぬけれども、今假に之を86圓30錢として計算致しますと、公債額面の總額は749萬5,850圓となります、之を5年間据置きまして、爾後50年間に年々等額、平均にです。等額元利償還するものと致しますれば、當初の5年間は利子が年額37萬4,753圓宛になります。爾後は元利年賦額が41萬598圓宛となるのであります、そして本工場の操業に依る所の鋼材生産は、曩に申上げました通り7萬噸でありますから、之に對しまして現況に依つて之を計算致しますと云ふと、噸當りが約11圓、總額約77萬圓の利益と云ふものは之を期待し得るのでありますから、僅に只今申上げました利子又は元利年賦金は之を償還致しまして、相當の餘剩を生ずべきものであります、支拂ひますものは41萬598圓、それから利益の方は77萬圓、斯うなるのでありますから、之を以て充分償却し得べきものと考へて居るのであります、それから噸當り幾

ら、何が幾らと云ふ事を此處で云ふ事が出来なかつたならば委員會でも宜しいと云ふ事の仰せであります、是は出来るとか、出来ないとか云ふ事は別と致しまして、委員會に御願ひを致します。

○吉良元夫君 私は只今議題になつて居ります九州製鋼株式會社工場を買収する政府の御提案に付きまして、先刻我國に於て最も此事業に於ては經驗のあられる大阪府の羽室庸之助君から熱心なる御質問があつたのである。私は羽室君と云ふ方は嚙には承つて居るけれども、初めて議場で拜顔の榮を得たのであります、私は有體に自白致します、製鐵業などと云ふ事は全くの門外漢で、更に存ぜぬのであります、併しながら晋々専門家に非ずと雖も、斯の如き重要な事に付ては、吾々の常識に於て及ぶだけの注意と研究を以て、此案が果して國家國民の爲に利益ありや否やと云ふ事を考察致さんければならぬ責任のあると云ふ事を自覺して居るものであります、故に私は決して此政府の御提案の間に疑を挿むやうな、疑惑を生ずる様なものがあるものであると云ふ様な、さう云ふ考へも持たぬのでありますけれども、實に不思議なる提案であると私の常識に依り思ふのであります、私は九州の者でございます、此九州製鋼株式會社も數回拜見を致した事があるのである、最近に於ては昨年7月にも仔細に拜見致した事があるのであります、私は斯う云ふものを拜見する事は至つて好きでありますから、分らぬながら拜見を致しまして、其組織の擴大にして其大規模の機械なる事は、米國に於ける彼の大製鐵所に稍々髣髴たるものであると云ふ様な事も拜見をしたのであります、政府は今俄かに此會社を御買ひにならなければならぬと云ふ必要、何れにあるやと云ふ點に於て、私は甚だ私の常識では分らぬのであります、此會社なるものは御承知の通りに尊敬すべき人格を持つて居る安川氏其他か、製鐵業の盛になり、我國の益々進歩發展する機會を狙はれて、大正9年御計畫を立てられて、非常な注意と努力を拂はれて、而も非常にどうも放膽的に御計畫になつたのであります、不幸にして其志が時勢と逆行致しまして、折角の設備は出来たけれども、遂に放膽的に組織が増大であつた爲に、火を入れても燃料を要する事が非常であつて到底引合はないと云ふ爲に、是が折角の計畫が立ち、廣大なる總てのものは、出来て居るけれども、遂に事業を中止するの止むなきに至つて居ると云ふ事を承つて居るのであります。之を政府が此の五十二議會になつて、是非共購入致さんければ今日の場合どう云ふ差支があるのであるか、私は其點が分らぬのである、さなきだに私は甚だ私の常識で分らぬ事が澤山ある。現内閣の諸公が曾て政友會内閣の時分に、事をやり過ぎた爲めに放漫政策である。斯う云ふ事を云はれては攻撃されて居るのである。其結果として金が足らぬからして、公債を募つて居る。其公債の増募と云ふ事は大變に國家の爲に不利益である。此公債を増募した爲に、公債償還と云ふ事には、國民に容易ならぬ負擔を増大する事であるからして公債と云ふ様な事は打切つて募らぬのである。募つてはならぬのであると高調力説せられて居つたのである。而して現内閣の命脈も將に燈火の消えんとする様な有様になつて居るのである。是は左様な事を申せば、憲政會の御方は腹を立てられるでありませうが、日本國民は皆さう云ふ風に觀察して居るのである。(「ヒヤヒヤ」と呼び「眞面目にやれ」と呼ぶ者あり)眞面目にやるのである。現に今日の日程に上つた、分ても驚くはないか、震災手形損失補償公債法案、或は朝鮮事業公債法改正案、臺灣に於ても此公債法中に改正をして公債を増募し様と云ふ案である。而して又財政の餘裕なき場合に於て國幣を毀して、無慮700萬圓に上らんとする。斯の如きものを購入し様と云ふのである。是は甚だ私は不可思議に感ずるのである。凡そ自己の内閣に於て、誠心誠意仰しやつた事は政治家は實行しなければならぬ。仰しやつた事を裏切る様な行ひが若しありとすれば、所謂それは嘘吐き内閣とか云ふ様な悪評が出来て來るのである。私は勿論製鋼事業と云ふ様な事は、國家進運の爲に、益々盛にやるべき事であると云ふ事に於ては敢て反對する者でないのであります、突如として、又ぞ公債を募つて斯の如き事をやらねばならぬと云ふ、それ程の切迫せる事情に付て、私は如何に常識で考へても、考へ得ないのである。先刻羽室君が詳して御述べになりました通り恐らくは之を御買ひにな

ると云ふ事の時價に於ても、私は決して餘り無法なる高いものとも思はぬのである、大分投資なまつて居る御方は、2割以上若くは3割以上にも及ばれる損失を是は認めて居られるであらうと思ふのでありますが、決して實價のないものを無法に高く買ふても其様なひがみ根性に見て居るのではないのであります。之を國家が引受けてやつて御覽になつたならば、吃度御損失の行く事業であると私は信じて疑はぬのであります、是は觀察若くは想像に過ぎませぬから、私の如き門外漢が左様な事を申しまして、それは根據の無い事に終るかも知れませぬけれども素人の見る事が却て公平を得るものである。私は此場合政府が之を御買上げになつて、おやりになつた結果に於ては必ず收支相償はぬ事であつて、國民に非常な負擔を擔はするものであると、確信して居るのである。之を政府は決して左様な事はない、斯う仰しやるのであるか、其の明確なる答辯を承りたいのである。昨年税制整理の如きに於ても、政府の仰しやつた事は悉く實察を裏切つて居るのである。私は決して辯を好む者ではない、最早羽室君が大體の趣旨は御問になつて居るけれども、私は先刻藤澤商工大臣が斯様な事を仰せられたに付て、尙ほ是非共同はなければならぬ爲に登壇したのである。此機械萬端總ての物は米國最新式のものであつて、實にヒカヒカして居つて、何とも云へぬ立派な物であると云ふ事であつたが貴方は何時それを御覽になつて、左様な事を仰しやつたのか、私は素人であるから鎗だらけの物で、役に立たぬ物であると云ふ事は申し上げませぬけれども、今政府で之を御引受けになつたらば、思はざる支障が參つて來るものと私は信じて居る者であります、現在或る部分に於ては非常に鎗が入つて居るのであります。又非常に不完全な部分が、吾々の素人の眼にも見えるのであります、其點に於ては先刻ヒカヒカして居つて、總ての事、保存耐久の爲に、一般の手入萬端は行届いて居ると云ふ御話であるけれども、私の昨年7月に拜見した模様には、全く商工大臣の仰せらるる事は、反對の結果であります。其後は無論私は見ませぬけれども、7月の後に又磨いて非常な手入をしたかも知れませぬけれども、澤山な資本を卸しておつて、日日使はぬあの大機械を如何にして掃除を致しますか、あの掃除を致します爲には無慮數百人の人夫と容易ならぬ藥品と種々な材料も要して、大變な費用が掛るものであると私は思ふのである。私の考へる所に依りますれば、全く政府は此御提案をなまつた爲めに、政府の御提案は國家の爲に有利なる事を御計畫になつたと云ふ事を仰しやるが爲にヒカヒカして實に立派なものであると云ふ事を仰しやつたに過ぎぬのであつて、要するに其仰せられた事は、實際とは甚だ齟齬して居る事であると信じるのであります、それは齟齬致さぬのでありますか、また承りたい事が山々ありますけれども、私は此邊で止めます、要するに斯くの如き事は今日の様な國庫の財政甚だ急を告げ、國民は非常に困つて居る時に、此様な事をやるべき時代とは私は存ぜぬのである、それで政府の御提案に付ては吾々遺憾ながらどうも賛成は出來ないのである。

○國務大臣(藤澤幾之輔君)御答辯致します、曩に申上げました通り、現に50萬噸内外の製鋼の不足があると云ふ事は、是れは全く御異論の無い所と思ふのであります。さう致しますれば政府として、殊に製鐵所と致しましては何とかして勿論一時には是は出来るものではありませぬけれども、成たけ國內から産出するもので國內の需要を満したい。斯う云ふ考を持たなければなりません、又持つべき筈であるのであります、そして其結果と致しましては50萬噸内外に對する價額の輸入が起つて來るのでありますから、それで此輸入超過に憂へて居る我國と致しては成たけ出来るだけ早くそれだけの施設をして、其需用をどうか満して行きたい、そして輸入超過も其だけ減少したい。斯う云ふ事は是は當然の事であるのであります。製鐵所は御承知の通り、今日は特別會計の下に作業をやつて居るのであります、現在迫つて居りますものは此製鋼、それから厩延工場の施設の事でありまして、是はどうしても之を増設致しませんければ、所期の目的を達する事が出來ないのであります。然るに偶々接着致した所に九州製鋼株式會社の工場があるものでありますから幸にして之を買収せんと致すのであります。全く國家必要上此に出でた

のでありまして、何も今突如として斯の如き事を考へて之を議會に提出致したのでありませぬ、製鐵所は前々から右の方の東洋製鐵所の事に付ても考へ、左の方の製鋼所の事に付ても研究調査を致しました結果、今日に出たのでありますから、どうか此所は誤解の無い様にして戴きたいのであります。それから公債の發行に付て御述べになりましたが、此公債は公募公債など、違ひまして曩に申し上げました如くに製鐵所の特別會計の經理上、此方が持つて居る金を出すよりは便宜である。持つてゐる金を一時に出してしまへば運用資金に困る様になりますからして、此方法を執つてやつて行くのが最も賢明なる方法である。斯様に考へましての事でありまして、他の公債とは是は全く違ふのであります。それから此事業をやつて行つた結果は吃度損失をすると云ふ事の仰せでありましたが、此點に付ては御意見は御意見と致しまして、政府の方に於きましては、曩きに申し上げた様な、計算を立て、居るのであります。併ながら斯様な御意見のある事は他山の石と致しまして、事に従ふ者の爲めには洵に結構な事であると思つて私は伺つた位であるのであります。それから又此機械は錆びて居る、俺は見て居るがお前は何時見たかと云ふ仰せでありまして、私間違つて居る事はありますけれども、進んで嘘を吐くと云ふ事はしたくない積りでありまして、先刻も自分は行つて見たい積りで心懸けて居つたけれども、今日まで行つて見る事は出来なかつたと云ふ事を申して居つたので、是は或は其當時御席におゐてにならなかつたか何かで御聴取り下さらなかつたと思ふのであります。實は私は見ませぬ、それで現に御覧になつて居つた貴方の御意見に反對する様な事を申しては、見ない者の口からは可笑しい話でありますけれども、本來常識から考へて斯う云ふ貴い機械を錆の儘にして置くと云ふ事は私はどうしても考へられませぬし、其上に私は見ませぬでも、政府と云ふものには色々な機關があるのであります、言換へれば手足があるのであります、隨て眼も多く持つて居らなければならぬ理窟になつて居るのでありますから、それ等の者の關係調査の結果を私も申して居るのでありますから、どうか御諒解下さる様に御願を致したのであります。(委員 9名付託)

九州製鋼株式會社政府買収案に對する帝國議會の狀況 (二) (第五十二回帝國議會衆議院議事速記録第三十號) 原案(政府提出)

第一讀會の續 (委員長報告)

報 告 書

一九州製鋼株式會社の工場等の買収代金に關する法律案(政府提出)

右は本院に於て否決すべきものと議決致候此段及報告候也

昭和二年三月二十二日

委員長 秦 豊 助

衆議院議長 粕谷義三殿

[泰豊助君登壇]

○泰豊助君 只今日程に上りました九州製鋼株式會社の工場等の買収代金に關する法律案の委員會の經過竝に結果を御報告致します、此問題は相當重大問題と思惟せられました爲に、會を重ねること數回、慎重に審議を致しました、其委曲は速記録に就き御覽を願ふことに致しまして、此所には其要點を申し上げたいと思ふのであります、第一に此工場を買収するの必要ありや否や、必要ありとすれば今日之を買収するの必要ありや否や、又之を買収したる爲に民間工場を壓迫するの虞れ無きや否や、又此買収は資本家の救済にあらざるや否や、是等の諸點に付て第一に質問

が行はれたのである、政府が買収を必要とする理由は、本會議に於ても商工大臣より述べられました、更に質問に對して答ふる所を綜合致しますと、第一に7萬噸の鋼材を生産致しまして、それだけ外國品の輸入を防遏することが出来る、今は年額50萬噸鋼材の外國品輸入があるのであるからして、それだけでも輸入が防げれば大變に結構である、次には八幡製鐵所の内容改善をしなければならぬ、それに付ては第二第三の工場は新式になつて居るけれども、第一工場が最も舊くして舊式である故に之を改善せんと欲するのであるが、仕事を休んだならば、數千の勞働者と云ふものを休ませなければならぬ、又益金がそれだけ減るのであるからして、製鐵所と致しましては、此九州製鋼の工場を買収して、其所で第一工場で作る所の仕事を、勞働者を使つてやり、其間に於て第一工場を充分に改善する必要がある、次には此八幡製鐵所の擴張は多年の計畫を立て、居るが、どうしても此九州製鋼工場で設備致してあるやうな壓延機械、是が實際必要である、是がなければ此擴張計畫と云ふものは出来ない、それであるからして、八幡製鐵所が此製品の單純化を圖り、殊に將來最も著眼する所のものは「ヘビーレール」である、此「ヘビーレール」の増産をする爲には、どうしても此工場の買収の必要がある、斯う云ふ點、又現在の製鐵所の敷地には最早擴張する地面がない、一杯に建て、ある又離れた所であつては、到底此聯絡工業と云ふものは出来ませぬから、どうしても隣である所の全く一つの構内であると同じやうな此九州製鋼と云ふものを買収して、さうして擴張をすると云ふことが、最も自然に適して居る、斯う云ふ風な説明でありました、之に對する質問は、根本的に申しまして、此買収案が果して我國の製鐵鋼の國策の上からして立てられた案であるかどうかと云ふのが、根本的の質問でありました、即ち現内閣には此鐵鋼の國策と云ふものが確立してあるのであるか、ないのであるか、あつて其一つの現れとして、此買収案と云ふものが出て來たのであるかどうかと云ふことが、質問の要點であります、鋼材を増産して外國品の輸入を防ぐと云ふことは、それは固より必要である、固より必要であるけれども、何も八幡の製鐵所を以て造つた物でなければ防げぬと云ふことではあるまい、民間の他の製鋼工場に於て増産致しても、矢張外國品の輸入は防げるではないか、此民間の工場に對して其能力を發揮せしむる所の製鐵國策と云ふものは、政府は立て居るかどうか、是が質問の要點である、大正14年に高橋農商務大臣が製鐵鋼調査會を設けられまして、非常に官民一致致して研究を遂げられ、其結果答申が現れて居る、其現れた答申の骨子なるものは何であるかと言へば、此八幡製鐵所を中心と致します所の官民合同の經營と云ふことが骨子である、其官民合同に付ては、委員を設けてそれぞれ調べると云ふことに答申がなつて居るのであるが、大正14年より今日に至るまで、未だ何等此調査委員と云ふものも出来て居ない、此合同經營に向つて歩を進めて居ないやうであります、政府は果して之に付てどう云ふ考を持つて居るのであるか、之に對する政府の答辯は、合同經營のことは最も大切なことである、併ながら其事は非常に困難であるからして、未だ充分に進んで居ない、此九州製鋼工場の問題に付きましては、是も一種の合同經營と申しても宜しい、併ながら之に付ては特に官民の委員を設けたのではない、官吏側だけの委員を以て此事を適當と認めて、之をやることにしたのであると云ふことでありました、而て此問題に付ては白仁前長官の時代からして建議があつて、此事に著手致して居つたのであると云ふことである、唯茲に政府の辯明致したる要點は、全國の此合同經營は無論直に出来ない、併ながら北九州の合同だけはやる意思であると云ふことを、政府は漏したのである、其他民間工場に對しましては、種々の方法に於て之を助けて居る、即ち製鐵所は此10萬噸の鋼片を民間製鋼工場に供給致して居る、又鐵鋼協會を設け、鋼の生産協定をやつて居る、又銑鐵の販賣協定もやつて居る、或は原料取得に關し色々の協定を致して實行に著手を致して居る、又製鐵奨勵法が昨年の議會に於て決議せられ、其結果是も成績を擧げて銑鐵の生産が増して參つて來て居る、又關稅に付ては商工大臣としては、是非共此鋼の關稅を上げたいと云ふので大藏省へ出して居る、今議會にも之を提出したいのであるが、果して其運

びに至るかどうかわからない、目下盡力中であると云ふことであります、次に此質問の大なるものは、此工場を買収してやるよりも、第一に八幡製鐵所それ自身の内容を改善してやつたならば——それに依つて生産能率を擧げたならば、7萬噸や10萬噸の増産が、今の八幡製鐵所で出来るではないか、又金を使つて宜しいと云ふならば、此工場の買収に使ふ金で、八幡製鐵所の内容改善に之を用ゐたらどうであらう、又製鐵所の經營方針を改めまして、民間工場に製鐵所から鋼片を供給する、詰り材料を供給することを主眼としてやつて、民間工場で造る所の品物、それ等のものは、製鐵所では造らぬやうにしたらどうか、さうして此生産の分野を確定して、生産の單純化を圖り、大量生産を圖つて、生産費を輕減することを考へなければならぬ、斯う云ふやうな質問がある、之に關聯致しまして、さう云ふ趣旨から申すと云ふと、此九州製鋼工場を買つて、却て製鐵所の足手纏になりはしないか、斯う云ふ點でありました、政府の之に對する答辯は、製鐵所の内容改善には全力を傾注して居る、現在昭和2年度の豫算に於ても、715萬圓と云ふものを、豫算に組んで居る、それは改良費でありまして、動力の電化、新式分塊爐、運輸機關の整備等に専ら全力を盡して、此内容の改善を圖る、斯う云ふ趣旨でありました、而して此製鐵所の説明に依りますれば、第二第三工場は、決して獨逸地方の——「ライン」地方の工場に少しも劣る所はない、第一工場だけが稍舊式であると云ふことでありますから、之を改善するのに九州製鋼を買収しなければならぬと云ふ必要が起つたと云ふことを申すのであります、又石炭の利用方法、或は副産物の製造方法等に付ても質問がありました、是等も政府としては充分研究してやつて居ると云ふ説明であつたのである、又東洋製鐵のやうに、借入れて之を經營したならば、買収しなくても宜しいではないか、斯う云ふ質問もあつた、之に對しましては、東洋製鐵は單に銑鐵を造るだけである、併ながら此九州製鋼と製鐵所の關係は九州製鋼に於て造つた所の鋼塊之を製鐵所の分塊工場に持つて參りまして、其所で出來た鋼片を更に九州製鋼の工場へ持つて行つて壓延しなければならぬ、さう云ふ譯であるから複雑致して居つて、連絡上どうしても買収しなければならぬと云ふ答辯であつたのであります、民間工場を壓迫する虞れなきやと云ふことに付きましては、製鐵所に於て九州製鋼工場を買収致しまして造る所の品物は他の民間工場に於きましては、造り得ないものであつて、而して外國から輸入があるものであるからして、何等民間工場を壓迫する虞はないと信じて居ると云ふ答辯であつたのである、第二に買収價格は果して相當であるかどうかと云ふ問題、政府の説明に依りますると云ふと、此買収する土地が7萬餘坪であつて、其價の評價は145萬4000圓である、さうして設備が501萬餘圓であります、合計646萬餘圓の評價を致して豫算に提出致したのである、本案に提出したのである、此評價は土地に付きましては坪20圓としたのであつて、實際の賣買から申しますると、40圓以上である、故に決して高いことはない、寧ろ安い、此500萬圓の方の工場の設備費、是はどう云ふ基礎に基いたかと申しますると、今日はだけの能力のある工場、之を新規に造る場合はどれだけの固定資本が掛るのであるか、其固定資本が多ければ、外國品との競争が出來ないのである、固定資本が少ければ外國品と競争が出來る譯である、そこであるからして、新規に造つて幾らの固定資本が掛るかと云ふことを調べた其結果626萬8,635圓と云ふものを掛けなければ、此工場の設備が出來ない、所でそれだけ掛けても差支ない譯であるが、此工場は試運轉をやつた後、其後一回も使用して居らない、固より手入をして完全なものではあるけれども、併ながら兎に角「セコンドハンド」である、そこであるから更に2割引にしたのを以て値段と決めたと云ふのである其設備は政府の説明に依りますると、大正9年當時の米國製の最新型である、獨逸製に較べれば一般に堅固に出來て居つて且つ充分に餘力を持つて居る、決して舊式ではないと云ふ説明であつたのであります、尙ほ此設備を完全にするに付ては65萬圓を更に要すると云ふことである、此土地に付ては委員會に於ては大體相當と認めたやうである、併ながら設備費500萬圓と云ふ方に付きましては、之に付て種々の質問が起つた、元來此會社合併と云ふやうな場

合に考へて見ると云ふと休んで居る工場、或はひどく言つたならば解散状態に在る工場であるならば、もつと安く踏んでも宜しいではないか、又經濟的の考から見れば、極端に言へば價がないと云へるかも知れぬ、さう云ふ風な強い質問もありました、又収益能力、將來の採算、さう云ふ方から見てはどうであるかと云ふ質問もありましたが、政府の採算の見込はどうであるかと云ふと、1 噸當り 11 圓だけは経費が助かるのであるからして、7 萬噸に對して 77 萬圓の茲に助かりがある、此 77 萬圓の中から利息を引き、又 5 年以後に於ては元利年賦金から 55 萬圓拂ふのであるが、それでも 25 萬圓の利益がある、斯う云ふ譯であるからして、此仕事は充分に利益があると考へる、斯う云ふのでありました、此 11 圓と云ふのは、何を標準として申したかと申しますと、即ち減價償却費が現在豫算に見て居るのが 1 噸當り 7 圓、一般の事業費は 1 噸當り 4 圓になつて居る、併せて 11 圓、是は此工場を製鐵所が買収しなくても、現在でもそれだけは掛つて居る、それであるからして、此九州製鋼を買つた所が、それだけは更にもう必要はない、であるからして 77 萬圓の利益があるのであるからして、丁度自動車に 1 人乗つても 2 人乗るも、3 人乗るも同じと云ふ譯であつて、是だけを利益として勘定することは差支ない、斯う云ふ考であると云ふのであります、之に對する委員の意見は種々ありまして、さう云ふ風なものは利益計算の中に入らぬと云ふ意見もあつた、而して此生産費の質問を致しましたが、生産費は是は秘密であるからして答辭することは出来ない、斯う云ふ事であつたのであります、要するに政府は是等の點に付きましては、今の 1 噸當り 11 圓の助かる所のもの、それ以外に利益と云ふものが確にあると云ふことを申して居る、幾らあると云ふことを申して居りませぬが、其利益は確にある、其大體の標準を申しますると、歐洲大陸と同じ生産費には出来ないけれども、英米と同様には爲し得る見込で以てやつて居るのであるからして、利益と云ふものは充分にある、斯う云ふ説明であつたのであります、其他公債政策即ち震災手形法或は鐵道買収法、或は植民地の事業公債法色々なる事柄に付て數億圓の交付公債を發布して居る所の此度の議會である、政府は此公債政策に付て矛盾したる行動を執つて居り、又交付公債を濫發するの模様であるが、此買収の案も交付公債を濫發するの虞がないか、斯う云ふやうな質問もあつたのである、是等に付ては政府はさう云ふ考でないといふ答辭であつたのであります、斯の如く質問應答がありまして、此問題は製鐵國策の上から致しまして、合同經營の一の現れとするならば適當ではあるけれども、併ながら唯々此一つのものに手を著けてやつたと云ふ事に付ては、どうであらうかと云ふやうな考が多くあつたやうであります、其終りに於きまして、之を決定する爲に委員會を開き、討論に移りました所、政友本黨の志村君からして、尙ほ調査を要する點もある、又會期切迫の時であるからして、延期の意味に於て否決致したいと云ふのでありました、之に對して憲政會の加藤君が賛成をせられまして、尙ほ研究を致したい事があるからして、此會期切迫の際之を延期致したい、政友會の堀切君は主義に於ては反對する者ではない、併ながら色々生産費其他の事に付て質問をした、又根本問題即ち製鐵國策に付て質問致したが、政府には充分の國策が立つて居らぬやうである、説明では充分でない、又どうしても民間工場を助ける爲には關稅を上げて、外國品の壓迫を防がなければならぬのに、其關稅の引上は商工大臣は熱心にやつて居ると云ふけれども、同じ政府でありながら大藏省では冷淡にやつて居ると云ふやうな有様で、少しも其歩調が取れて居らない、又 77 萬圓の利益があると云ふことが本當に確であるならば、是は此評價の上にも大變有利になるのであるが、其説明が充分でない、さう云ふやうな譯であるからして、延期することに賛成をすると云ふのでありました、又新正俱樂部の馬場君は延期に賛成である、唯々此製鐵政策が現閣内に於て立つて居らない此買収が却て此製鐵國策の大方針、之に障礙を興へるやうな虞を感じるのである、又評價額に付ても自分に於ては是は適當とは考へられない、延期をしても此評價額に付ては尙ほ調査して貰はなければならぬと思ふ、斯う云ふやうな意見がありました、其理由は多少異なりますが、要するに延期の意味に於て否決すると云ふことに於ては一致し

た次第であります、右御報告致します(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案に對しては何等の發言の通告がありませんから、直に採決を致します、本案の委員長報告は否決であります、本案の第二讀會を開くに賛成の諸君の起立を求めます

〔「反對」「反對」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君) 起立一人もありません、仍て本案は第二讀會を開かざることに決しました(拍手)

八幡製鐵所銑鋼生産高 (噸)

	銑 鐵	鋼 塊	鋼 材
昭和2年2月中	54,398	80,267	58,664
昭和2年中累計	117,095	162,926	115,287
前 月 比 較	- 8,299	- 2,392	+ 2,041

銑鐵市場在庫月報

昭和2年1月31日現在 三菱商事株式會社金屬部

市 場	持 主 別			合 計	前月比較
	生産筋	問屋筋	消費筋		
東 京	2,078	5,685	5,217	12,980	- 14,962
横 濱	—	—	5,230	5,230	- 300
名 古 屋	1,730	5,467	2,650	9,847	- 5,130
大 阪	2,996	{ 24,750	{ 16,700	90,946	- 5,285
神 戶		{ 300	{ 46,200		
門 司	100	1,793	1,130	3,023	- 552
長 崎	—	30	160	190	- 80
函 館	—	60	220	280	+ 50
室 蘭	18,071	—	—	18,071	+ 828
釜 石	3,653	—	—	3,653	+ 229
兼 二 浦	13,839	—	—	13,839	+ 8,297
大 連	18,000	5,840	545	24,385	+ 2,125
合 計	70,467	43,925	78,052	182,444	
前 月 比 較	- 10,428	- 2,019	- 2,333	- 14,780	
前 年 度 同 月	73,869	33,071	82,168	189,108	

銑鐵市場在荷品種別表

昭和2年1月31日現在 (概數) 三菱商事株式會社金屬部

品 種	京 濱	名 古 屋	阪 神	九 州	滿 鮮	北 海 道	其 他	合 計	増 減
兼 二 浦	6,001	3,397	10,650	583	13,859	—	—	34,490	- 17,038
釜 石	1,119	230	2,686	30	—	—	3,653	7,718	- 1,344
輪 西	3,420	3,480	7,010	160	—	18,181	—	32,251	+ 3,233
漢 陽	—	30	100	20	—	—	—	150	- 20
東 鐵	—	—	—	—	—	—	—	—	- 100
鞍 山	1,625	960	5,720	890	18,045	—	—	27,240	- 110

本 溪 湖	1,065	750	23,800	850	6,140	—	—	37,605	+ 1,424
仙 人	20	—	—	—	—	—	—	20	— 230
楊 子 鉄	—	—	1,000	—	—	—	—	1,000	— 200
Cleveland	—	80	—	—	—	—	—	80	— 25
Hematite	—	—	150	—	—	—	—	150	± 150
Burn	1,200	400	3,700	390	60	—	—	5,750	+ 280
Swedish	—	—	50	—	—	—	—	50	± 50
Bengal	10	—	2,600	10	—	—	—	2,620	+ 140
Tata	1,090	20	23,700	150	—	—	—	24,960	— 99
雜	2,660	500	4,780	130	120	170	—	8,360	— 700
合 計	18,210	9,847	90,946	3,213	38,224	18,351	3,653	182,444	
比 較	- 15,262	- 5,130	- 5,235	- 632	+ 10,422	+ 878	+ 229	- 14,780	

支那動亂と八幡製鐵所

漢冶萍公司の作業不能から八幡製鐵所の原料難が傳へられ或は、同所の原料買入方針を根本的に立て直さればなるまい等の説も行はれて居るが、之に關する製鐵所當局の見解意向を聞くに大要左の如くである

漢冶萍公司は先般成立せる新借款に依つて當初 2 月 18 日より作業開始の豫定であつた處、動亂及び勞働爭議に因つて之れを延期するの已むなきに至つた、然るに最近製鐵所より派遣されて居る出張所長よりの報告には勞働爭議も漸く鎮靜に歸したので 4 月 1 日から作業開始可能の見込であるが、南支那動亂は依然靜平の見込立たず製鐵所へ送るべき鑛石が南軍の爲めに差押へられて居るとのことであるから、4 月 1 日から作業開始も困難だらうと觀られて居る、併し製鐵所の原鑛は今の處作業に差支へる程の不安無く、現在手許には原鑛約 90 萬噸を有する外鋼塊鋼片並に銑も相當數量を擁して居るから、他から全然供給が無くとも、優に 1 ケ年分の原料は持つて居る、尤も支那内亂の性質上漢冶萍よりの供給には不斷に不安が經つて居るから、製鐵所としては其の作業の安定を確保する上に於て常に對策を持つておなければならぬが、今直ちに所謂原料方針の立て直しを行ふ必要あるものとは見て居ない南洋ジョホール、朝鮮の大同江上流（製鐵所々有）並に咸鏡北道一帶（未開發）等は近時旺盛なる供給力を示し居り、其他民間所有に屬する鞍山、本溪湖、釜石等も必要に應じて購入契約を爲すことは必ずしも困難ではない、如上の理由で製鐵所としては差し當り原料に困難を感じざるのみならず、將來に於ても相當彈力有る原料供給の可能性を持つて居るから、左程の不安を感じては居ない、又漢冶萍公司との契約に依る年額鑛石 40 萬噸、銑 25 萬噸の買入れを所謂原料取得策の立て直しをすることに依つて、製鐵所の原料豫定から取り除く必要もない但し支那の動亂も長くて一二年で鎮靜するであらうから、其の機を俟つて飽く迄漢冶萍よりの供給を確保するの案を講じ、一面萬一の場合に備ふる爲め適宜の處置をとることが肝要である（都新聞）